

ドイツ後期中世におけるラントフリーデ

—Heinz Angermeier: *Königtum und Landfriede*
im deutschen Spätmittelalter の論理構成—

土 浪 博

1

我が国では、堀米庸三氏以来、ラントフリーデ（フェーデ＝自力救済の制限・禁止を主目的とするルール及びその設定）は近代国家形成の決定的契機であるという理論的位置づけがなされてきた。⁽¹⁾それは、ドイツにおいても、O・ブルンナーの『ラントとヘルシャフト』の成果を撰取したJ・ゲルンフーバーの研究以降同様である。⁽²⁾そこで問題となったのは、主として盛期中世のラントフリーデであった。しかしながら、後期中世についてみると、ラントレベルでの近代国家形成は、ラントフリーデとの関係いかにかわかわらず、順調に進んだわけではない。⁽³⁾ライヒレベルにおいては、ドイツ盛期中世の国王支配の頂点をなす（と同時にラントフリーデ政策においても画期をなす）といえるシュタウファー期において、その結果するところ、あるいはそのめざすところが近代国家というよりは、18世紀まで続いていく基本的枠組としての身分制国家であったことは、西川洋一氏の研究によって十分に明らかにされた。⁽⁴⁾そして、12世紀末にかりうじて生み出された政治・法共同体としてのライヒのまとまりも、13世紀以降の諸侯の自立化と王権の弱体化の進行に伴い、15世紀始めまでは弛緩していく。また、ドイツ後期中世のラントフリーデについて通史的概観を与えてくれるH・アンガーマイアーの『ドイツ後期中世における王権とラントフリーデ』⁽⁵⁾（1966年）は、王権＝ラントフリーデ高権（後述）の観点からみた国制の連続性を強調し、⁽⁶⁾当時としては画期的な研究であったが、その重点は近代国家形成

にはなく、あくまでも王権を中心とした中世的政治秩序のあり方であった。一方、近年活況を呈している後期中世ライヒの国制史研究をみると、ラントフリーデの重要性についてほとんど言及されておらず、地域史レベルのラントフリーデの新しい実証研究も予想されるほど多くない。ドイツ後期中世あるいはドイツにおける近代国家形成前史研究にとってラントフリーデの意義はそれほど大きくないのだろうか。

そもそも13世紀半ば以降のドイツ後期中世については、領邦国家体制前史の観点からの研究が支配的で、家門王権（Hausmachtkönigtum）といった旧来の枠組を超えた王権論やライヒレベルの議論は少なかった。アンガーマイアの〈王権〉の視点が評価される所以である（もちろん、彼がライヒの国制論を全面展開しているわけではない）。ドイツのラントフリーデを、領邦国家形成史の枠内のみならず、他の西欧諸国と比較可能なライヒレベルで論じられれば、後期中世ドイツへの新たな視点が得られるのではないだろうか。

以上のような状況をふまえ、本稿では、後期中世のラントフリーデ研究のスタンダードワークであるアンガーマイアの研究の論理構成を検討し、ラントフリーデの意義を考えてみたい。

本論にはいるまえに、簡単な前置きをしておく。まず、ここで〈後期中世〉というのは、13世紀半ばから、いわゆる永久ラントフリーデが布告された1495年までを考えている。次に〈ラントフリーデ〉そのものについてであるが、最初に述べたように、まずは「フェーデ＝自力救済の制限・禁止を主目的とするルール（の設定）」と考えてよいが、このフェーデの担い手は、一定の実力保持者であることを考えれば、ラントフリーデは、比較的広い領域内の政治秩序形成の問題と不可分の関係にある。たしかに、フランスの神の平和運動がドイツに及んだ初期（11世紀末）についてみれば、治安確立策／緊急措置として、一定の犯罪を無条件に防止／処罰せんとする姿勢がみられるが、叙任権闘争期にあっては、内部平和／対外闘争といった政治的性格の強い（つまり一種の勢力結集）ものも出現する。そこでは、既存の支配関係／既得権は原則として維持されるのであり、何らかの根本的革新が試みられるのではない。全体としてみれば、ラントフリーデは、一定の暴力犯罪の無条件防止／処罰、当事者の既得権の確認／調整、さらに当時者相互の紛争解決のためのルールの設定を内容とするといえよう。したがって、必然的に政治的性格や戦闘・軍事的性格をも

帯びることになる。ここで扱う直前の時期、つまりシュタウファー期についてみると、それまでラントフリーデのテキストにはほとんどみられなかった *judex* (裁判官) という言葉が頻出し、下からの一定の紛争解決機構の形成と、それを支配のテコにしようという上からの意図が感じられるようになり、在地権力を前提としたラントフリーデ秩序形成の試みは、1235年のマインツの帝国ラントフリーデにおいていちおう完成する。そしてこの帝国ラントフリーデは、大空位期以降のドイツ諸王によってしばらくの間更新されることになる。

2

では、H・アンガーマイアーの『ドイツ後期中世における王権とラントフリーデ』の問題設定に即してその論理構成を検討してみよう。アンガーマイアーは、⁽⁸⁾学位修得論文で帝国改革の問題に精神史の観点からアプローチしたが、そのさい、⁽⁹⁾国制史の側面からの研究の必要を痛感したという。そこで、まずラントフリーデ問題を中心とした実証研究を始め、その成果を集大成したのが本書である。⁽¹⁰⁾その後、1495年のウォルムスの帝国会議の史料を自ら編纂し、1984年に⁽¹¹⁾ライフワークともいえる『帝国改革 1410—1555 中世と現代の間のドイツにおける国家の問題』⁽¹²⁾を公にしている。

さて、まず序文において本書の課題とされているのは、後期中世のドイツにおける帝国国制の最も重要なファクターとしての王権について明確な表象を獲得し、ドイツ国制の現実を全体としてよりよく理解することである (vii)。そのさい利用する史料は刊行史料に限られる。このような問題を検討するために、なぜラントフリーデをとりあげるかといえば、それは、最高の帝国権力 (= 王権) が、一方で王権とライヒの同一性を継続させようとせねばならず、他方で、王権の貫徹と新しい王権の基礎の創出をめぐる努力しなげなればならなかったことからドイツにおいて生じた固有の問題が、国王の平和政策を具体的な例として示されるからである (vii)。このような複雑な表現がなされる背景には、後期中世のドイツにおいては、①本来同一であった国王とライヒの二元化が進行したこと (きわめて具体的にいえば、国王の利害とライヒの利害が相反し、帝国諸侯が後者の担い手となり、自分たちが国家的統合の契機となることなく、国王の対抗勢力として作用することによって、ライヒレベルの国家的統合が阻害される)、②めまぐるしい王朝の交替に加えて、制度としての (一領主とし

てのではなく)王権の財政的/物質的基盤が脆弱であったこと(そのため新たに即位した王は王位を利用して所領獲得など、様々な財源の開発を試みなければならなかった。しかも、王位継承は七選定侯の選挙によるため、次期国王の座は当該王家に保証されるものではなかったから、獲得した所領は、王朝交替の場合、私領に転化する一家門王権)、さらには、③13世紀を通じて進行した領邦の自立化のため(これは、必ずしも国王の権利の不当な侵害・篡奪によるわけではなく、王権の側からの、譲歩も含む意図的分権化でもあった一国王統治の物理的限界)最終的権威としての王権が空洞化され国内の強力な諸侯に対する統制力を国王が事実上もたなかったこと、といった事情がある。

では、帝国国制の最も重要なファクターとしての王権に対してはどのようなアプローチが適切だろうか。アンガーマイアーは、国王権力の基準として以下の3つをあげている(1-2)。①レーン支配-最高封主としての国王、②教会の保護、③平和と法の守護。まず、第1の点については、その重要性は認めつつも、事実上の授封強制(国王に復帰したレーエンを、1年と1日以内に再度授封しなければならぬため、そのレーンを王家の私領に転化できない)があるため、レーン制の分野では、中央権力の強化は達成されないというH・ミッタイス⁽¹³⁾の見解を再確認する。第2の点では、1122年のウォルムス協約以後、帝国教会体制のような教会支配を基盤とした王権は考えるべくもないが、後期中世の王権と教会の関係はその時々⁽¹⁴⁾の政治的不確定要因に作用される度合いが大きく、また、史料の欠落もあるため考察外とされる。かくして、消去法により、最後の、平和と法の守護者としての国王(Wahrer von Friede und Recht)が最も重要な観点とされるわけである。もちろん、現段階では、領邦/身分制国家形成における役割のみならず、後期中世の国王の支配の基礎としてのレーン制の意義は再評価されており、また教会支配についても、後期中世⁽¹⁵⁾なり⁽¹⁵⁾のあり方は(特にカール4世について)注目されているが、ここではこの問題には立ち入らず、アンガーマイアーの論旨に従うことにする。すなわち、平和と法の守護者としての国王こそが、先に述べたような条件下にある王権へのアプローチとして最適である、ということである。

では、ここで国王が守護者となる平和とは何か。アンガーマイアーは、O・ブルナーの研究の成果は、中世において、個人的・身分的権利の実現が、おそらく他のどの時代にもまして、公的平和の不可欠の前提とみなされたという

ことを明らかにしたことだという。彼はブルンナーが強調した、人間集団が固有にもっている権利に基づく自律的秩序 (Selbstordnung aus dem Recht der Gesellschaft) を身分制的 (ständisch—rechtlich) な秩序観として、それに国家的立法的 (staatlich-gesetzlich) な秩序観を対置している。この二つの秩序観は、中世を通じて並存したが、前者は、後者のいわば機能不全によるもので、平和の樹立はあくまで国王の務めであり、そのための高権 (hoheitliche Gewalt) は国王に留保されている。ただ、その実現はその時々々の政治状況に大きく依存しているとする (3—4)。

そこで、次に問題となるのは、具体的に①裁判 (権)、②法 (形成)、③執行の3点における国王の実際の役割である。①については、ライヒにおいて国王がもつ最高の裁判権が前提とされ、後期中世における諸侯の裁判権の自立化・強化にもかかわらず、諸侯は、ラントフリーデ事件については国王の裁判権に従属していたという。②では、帝国ラントフリーデが、単なる刑法上の規定だけでなく、国制上の規定 (関税権、貨幣鑄造権など) をも含むことに注目し、それらが全体として国王に結びつけられることによって、内容が安定したとする。実際、1235年のラントフリーデ以後は、法定立よりもその執行 (どうやって実現するか) がラントフリーデの中心問題となる。さらに、③の執行についていえば、国王は、中世全体を通じて平和法にかかわる判決の執行の最終的インスタンスであったとし、個々のラントフリーデの執行者は、国王の委任を受けているか、または自分の直接の利害を超える務めとしてこれを行う。以上をもってすれば、国王は、あらゆる手段を駆使して平和の侵害者に立ち向かうことができるわけである。

ところで、先に述べたように、実際の平和の実現はその時々々の政治状況に左右される。そこで、個別的な政治状況に埋没してしまわないために、〈平和高権 (Friedenshoheit)〉と〈平和権力 (Friedensgewalt)〉の区別が導入される。アンガーマイヤーによれば、前者は国王専属のものであり、具体的には、平和の法と平和秩序の形成 (Friedensgestaltung) にかかわる全ての決定の権限、ライヒと領邦におけるすべての平和設立 (Friedensaufrichtung) に対する命令・撤回権、ラントフリーデの延長・短縮権、さらに、国王に対抗する平和規制 (Friedensregelung) は不可能 (国王はラントフリーデの敵からは除外される) といった点があげられている。一方、〈平和権力〉は国王と諸侯とが

分有しているもので、ラントフリーデのヘルとして裁判権力を実力をもって行使、裁判・執行権力の授与、ラントフリーデを司る機関の設置とその長の任命、対立する諸侯に平和を命じること、帝国戦争の宣言、ラントフリーデのための税徴収権、立法・同盟・アイヌク（後述）による実際の平和政策、実力をもってする平和侵害者の処置などを内容とする（11）。すでにここで、〈平和高権〉と〈平和権力〉の相違についてのアンガーマイアーの叙述は不明確で、上にあげた具体的内容の統一的基準は、本来国王専属か（理論）それとも諸侯と分有か（現実）という点におかれていることに注意しておきたい。ただし、アンガーマイアーによる国王とラントフリーデの結合が恣意的なわけではない。後期中世においてみられる国王罷免の理由のなかで、国王がラントフリーデの務めを怠ったということが選定侯によってあげられているからである。⁽¹⁶⁾

アンガーマイアーは、ラントフリーデと王権の研究の対象を後期中世とすることについては、シュタウファー後の王権にとってこそラントフリーデが、大きな意義をもったからだとする。後期中世になってラントフリーデそのものが変化したからではない。すなわち、少なからぬラントフリーデの成立をみたシュタウファー期においてはラントフリーデは、国王政策の中心を占めていたわけではなく、⁽¹⁷⁾ 血統権の推持や、教会支配などのほうが重要な問題であった。後期中世の国王は、ラントフリーデ政策を、いわば遺産として受け継いだわけであるが、それが、後期中世の国王の唯一の、あるいは最も重要な政策だったわけではない（王位継承、家門勢力の確立）。しかし、〈平和高権〉と〈平和権力〉は、現実に残された数少ない国王の権利であった。だから、国王の諸権利がどの程度ラントフリーデのあり方において、国制上実現されたかという点においてこそ王権の現実が読み取れるのである（13—14）。

アンガーマイアーの問題設定の最後の点として、彼がラントフリーデをどのようなものと考えているかみておこう。彼は、ラントフリーデを〈国家平和（Staatsfriede）〉および〈都市平和（Stadtfriede）〉と比較してその特性を明らかにしている。〈国家平和〉は継続性、恒常性、完結性、全面性を特徴とし、〈平和法〉のもとに全ての構成員を平等に扱う。中世における〈都市平和〉も、基本的には、この〈国家平和〉の特徴をもつといえる。都市においては、安全が市民の共同生活の不可欠の前提であり、いわば〈絶対的平和〉が要求される。これに対し、ラントフリーデは、その時々を実現された（aktualisiert）

〈平和〉であって、一種の〈特別平和〉である。これは、以下の二つの意味において、人的な（personal）—具体的個人に規定された—性格を持つ。第一に、ラントフリーデにおいては、参加者個人の権利や諸特権はそのまま留保され、それらは前提とされている。だから、ラントフリーデは、法・権利の担い手（Rechtsträger）の〈平和〉であり、個別的な人的結合というモメントが決定的な構成要素となる。第二は、〈平和〉樹立は、本質的に国王の意思と行動にかかっているということである。このようなラントフリーデは、〈国家平和〉と比べて、一時的・部分的・個別的・相対的たらざるをえない。我々の目からみてより進んだ〈都市平和〉が、中世においてライヒレベルに拡大しなかったのは、〈平和〉の主たる担い手が、貴族層であり、彼らが自分のもつ特権の放棄を拒んだからであるとともに、閉ざされた空間である都市における〈平和〉実現の方法が、農村を含むより広い領域には拡大できなかったからである（17—26）。一方、アンガーマイアーは、ラントフリーデへのアプローチの仕方として、政治史的観点をとりあげて、批判している。彼は、〈公的平和〉をどう考えるか、また、それが現実はどういった形で実現されるかは、大部分、公権力を担う社会階層によって規定されること、この公権力の担い手は、その時々状況に応じて、〈公的平和〉への関心よりも、自分の政治的利害関心を表現するような性格を〈平和秩序〉に与えることを認めている。しかし、ラントフリーデは、政治的手段ではない。その時々現実の勢力関係を確定するものの、未来に対して有効な手段ではない。たとえていえば、「ラントフリーデは、政治的行為が到達した終結の随伴現象であり、その表明（Manifestation）ではない。政治的發展をかなりの程度表現し、また、その指標（Gradmesser）ともなるが、そのペースメーカー（Schrittmacher）ではない」（16）のである。その意味で、彼は、「固有のラントフリーデ史を語ることはできない」（16）とさえいっている。さらに、地域史からのアプローチについては、これを不可欠の前提として認めつつも、ラントフリーデが、テリトリウムの行政史やシュテンデ制の歴史として扱われ、ラントフリーデが関心の中心ではなくなってしまう、そうなるラントフリーデ研究の終結を意味するとしている。つまり、アプローチの問題としてラントフリーデ研究は王権研究と不可分だというわけである。また、北ドイツの例をあげて、王権が平和権力を行使するのを最も早くやめたところでは、諸侯のラントフリーデ政策も最も早く終わったという事実

を指摘して、王権の側からの研究の必要性を説いている（14—17）。

大体以上のような問題設定から出発して、アンガーマイアーは、後期中世をラントフリーデの観点から四つの時期に分けている。①1235—1308年：国王の仕事（Werk des Königs）としてのラントフリーデ，②1300—1400年：アイヌク（Einung）としてのラントフリーデ，③1400—1488年：命令（Gebot）としてのラントフリーデ，④帝国秩序（令）（Reichsordnung）としてのラントフリーデ。①の時期は、1235年のラントフリーデの路線にあり、特に、ルードルフは、このラントフリーデを地域ごとに誓約させたうえで、帝国ラントフリーデを發布するという方法をとっている。②の時期には、帝国立法から領域レベルのアイヌク（ラントフリーデを目的として掲げる地域的な誓約同盟）への発展がみられる。国王は、自立的なアイヌクを承認して帝国全体に拡大しようとするが、国王がアイヌクを助成したという点が、主として国王に対抗し、また、国王によって攻撃された13世紀のアイヌクとの大きな相違である。そして、国王は、アイヌクを通じて、各地域との結びつきを保とうと努力した。この段階では、地域によって状況に差があり、アイヌクはもともと自立的・在地的な性格をもつため、ラントフリーデは政治的性格を強くする。続いて③の時期になると、ラントレベルの政治的統合の進展に応じて、ランデスヘルは、自分の領邦内のラントフリーデ問題を自力で解決する方向に向かう。一方、ライヒレベルでは、国王はもはや、領邦の内部に介入できず、紛争の個別的解決を命令し、ラントフリーデ違反を、帝国アハトをもって威嚇することにより、かろうじて権威を保つ。そして、ラントフリーデに関する執行は、帝国をいくつかの部分に分け、その地域ごとに設けられた有力者の団体に委ねるという方向が打ち出されてくる（これが後にクライス制へと発展していく）。④は、帝国改革の時期で、1495年のウォルムスの帝国会議決定により、ラントフリーデは、王権との結びつきを解かれ、中世平和運動は幕を閉じる。アンガーマイアーは、1495年の、帝国諸侯の意向に規定される帝国宮廷裁判所の設置によって、国王が〈ラントフリーデ〉の司掌—裁判と執行—を明示的に放棄し、純粋な意味での家門（ハプスブルク家）王権への転換を自発的に行うまでは（これらは、帝国等族に対する王権の敗北を意味しないという）、一貫して〈平和と法の守護者〉たり続けたとする。現実には国王が〈平和〉実現に無力であったり、そのイニシャチヴをとれないことがあっても、それは諸侯と分有する

〈平和権力〉の問題として処理し、〈平和高権〉自体は無傷のままだったと⁽¹⁸⁾する。そして、結論として、後期中世の諸王の政策は、第一に、やはり王位継承、そして家門勢力強化の努力に規定されていたことを認めつつも、この時期の王権は、家門王権にすぎず、帝国の利益をおろそかにして、家領獲得に腐心していたとか、ライヒにおいて最上級権力者としての地位をもはやもたず、この地位を主張することもなかった、とはいえないという。限られた側面ではあるが、〈平和と法の守護者〉という観点からみると、大空位時代以降も、なおかなり重要な君主権力形成の萌芽が存在したのである(564—546)。

全体としてみれば、アンガーマイアーの論理は、〈平和高権〉と〈平和権力〉を使い分けることによって、王権を〈救出〉するという構造になっている。これは、すでに示唆したように、理論と現実の使い分けといいかえてもよい。帝国改革を念頭においているアンガーマイアーにとっては、国王自身が、文書に定着する形で明示的に放棄しないものは、理論的には、国王のものとして留まるのである。こうしてみると、アンガーマイアーの論理構成の最大の弱点は、結局、なぜ、国王が〈平和〉の最終的保証者なのかという、一見自明な事態の説明がないということである。⁽¹⁹⁾先に述べたような中世の〈平和〉のあり方からすれば、国王をとりまく〈イデオロギー〉としてはともかく、〈平和／ラントフリーデ〉の問題が、必然的に国王へとつながっていくのは、必ずしも自明のことではない。なぜ〈国王＝平和高権〉の等式が成り立つのかは、問題として残るのである。

3

アンガーマイアーの著書は、出版当時においては画期的なものだったので、⁽²⁰⁾多くの書評に迎えられた。全体としてみれば、膨大な文献を駆使した初めての総合的叙述の試みに賛辞を送るものが多い。将来のラントフリーデ研究、後期中世の国制史研究の出発点として高く評価されたわけである。個別的な批判としては、刊行史料への限定は、地域史(いまだ膨大な史料が文書館に眠っている)の軽視と王権の重視を必然的に招く一未公刊史料を使った地域史研究の不足一、イングランドやフランスと比べれば、やはり弱体としかいいようのないドイツ後期中世の国王権力を過大評価している、それに対して、自立的な平和⁽²¹⁾への動き(特に、都市同盟、アイヌンク)を過小評価しているといった指摘が

ある。

評者の中では、H.Cohn が、ラントフリーデの性格をきわめて的確にまとめているので、それを引用しておこう。「ドイツにおいて帝国の公的平和（public peace）は、国王の権威によって上から強制されるものではなかった。それは、西欧の君主国やより進んだドイツの領邦に存在したような『国家平和（state peace）』ではなく、国王の守護／指示のもとに、あるいは、しばしばそのインシャチヴによって、自分自身の権利と特権をラントフリーデによって保証された参加者が自発的に引き受ける義務（obligation voluntarily undertaken）の一つであった。この例外的種類の公的平和こそ帝国国制の例外的性質とその弱さを典型的に表わすものであった。⁽²²⁾」すなわち、ラントフリーデは、自分自身の既得権／特権をラントフリーデによって保証された参加者が自発的に引き受ける義務だというわけである。

全体の論理構成に対する批判としては、唯一 G.Landwehr の書評が注目される。彼は、ラントフリーデにおける国王の〈平和高権・権力〉は、あくまで締約⁽²³⁾（Satzung—国王の立法権ではなく、当事者の誓約に基づく法定立）に基づくとし、アンガーマイアーの前提であるラントフリーデ＝国王による立法（平和維持の最高責任者としての国王の地位を無条件の前提とすることの論理的帰結）という考え方を全面的に否定する。この指摘は重要である。ラントフリーデを締約とする立場に立てば、国王の関与したラントフリーデは、王権ではなく、それに同意を与え、宣誓した有力者間の相互関係、あるいは、ラントフリーデの対象領域の権力構造を中心に分析されねばならない。これは、アンガーマイアーのいうラントフリーデ研究の終結を意味することになる。

以上をふまえて筆者の評価を述べれば、まず、後期中世のライヒの国制を叙述するために、王権とラントフリーデの結びつきに注目したのは画期的なことであったと思う。王権の考察の中心を、その実力的・物質的基盤ではなく、王権そのものに含まれる理念（〈平和高権〉—このモデルの欠陥は、具体的実証によって反論することが困難なことである）において、王権のもつ政治秩序形成力を重視するアンガーマイアーの方法は、当然継承されるべきであり、そもそも当時の王権の置かれていた客観的状况から何が可能であったかを明らかにしつつ、今後も王権の側からの研究が行われるべきであろう。⁽²⁵⁾

4

最後に簡単なまとめをおこなっておきたい。ラントフリーデ政策に注目することによって、従来軽視されてきた後期中世のドイツ王権を積極的に評価しようというアンガーマイアーの試みは、十分に成功したといえよう。国王は確かにラントフリーデ政策において、各時代の条件に拘束されつつも、〈平和と法の守護者〉としての任務を放棄することはなかった。ここで実現されるラントフリーデは、法の問題というよりも、むしろ政治秩序をなんとか形成しようとする国王と諸侯の努力の現れであり、自律的たらんとする諸権力の相互調整の結果である。その点において、ラントフリーデは、近代国家形成の出発点にあるというより、中世的な秩序形成の典型的現象形態と考えるべきであろう。

ランダスヘルが十分に強力であったり、ラントの身分制的構造が比較的確立している場合、その内部においてもはやラントフリーデは必要なく、ラント条例、ラント法といった、より客観的・持続的規範による秩序形成へといたる（特にバイエルン、オーストリアなど）。一方、ライヒレベルでは、これらのラント相互の関係を調整するものとして、また、権力が分散している地域の秩序形成の手段としてラントフリーデが必要とされる。ラントフリーデは、むしろ近代国家形成への方向へ順調に進めないときにこそみられるものなのである。そしてまた、他の西欧諸国ならば司法制度史（国王裁判権の確立、刑法や手続法の発展）の枠内で十分に論じられるような〈平和／ラントフリーデ〉問題が、15世紀末の帝国改革の重要な論点になり、またライヒ全体の政治秩序形成の要になるという点に、ドイツ／ライヒの特殊性をみることができるだろう。

(註)

- (1) 堀米庸三：中世後期における国家権力の形成，同『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店 1976，所収（初出 1953）。
- (2) Brunner, Otto: *Land und Herrschaft*, Wien 1939; Gernhuber, Joachim: *Die Landfriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichslandfrieden von 1235*, Bonn 1952.
- (3) Vgl. Theuerkauf, Gerhard: Zur Typologie spätmittelalterlicher Territorialverwaltung in Deutschland, in: *Annali della fondazione Italiana per la storia amministrazione* 2(1965)37—76.
- (4) 西川洋一：一二世紀ドイツ帝国国制に関する一試論 —フリードリヒ・バルパロッサの政策を中心として—、『国家学会雑誌』94 (1981), 95 (1982)。ま

- た、ラントフリーデと身分制の関係については、すでに石川武：ドイツ中世の平和運動における「公共性の理念」、『歴史学研究』172, 173 (1954)において指摘されている。
- (5) Angermeier, Heinz: *Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter*, München 1966. 以下、本文中でカッコに入れた数字は本書の該当ページである。
 - (6) 後期中世ドイツにおける連続性問題の重要性については、vgl. Moraw, Peter: Gedanken zur politischen Kontinuität im deutschen Spätmittelalter, in: *Festschrift für Hermann Heimpel II*(Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 36/II), Göttingen 1972, 45—60.
 - (7) 拙稿：ドイツにおける初期「中世平和運動」—ハインリッヒ四世期—, 『一橋論叢』92—6 (1984) 参照。
 - (8) H. Angermeier: *Die Ordnungsgedanke in den Reichsreformbestrebungen der sog. "Reformatio Sigismundi" und der sog. "Reformation Kaiser Friedrichs III."*, Diss., München 1954.
 - (9) H. Angermeier: *Die Reichsreform 1410—1555. Die Staatsproblematik in Deutschland zwischen Mittelalter und Gegenwart*, München 1984, S.7.
 - (10) 彼の準備作業論文は、本書で一切言及・引用されていない。
 - (11) H. Angermeier (bearb.): *Deutsche Reichstagsakten unter Maximilian I., Reichstag von Worms 1495*, Göttingen 1981.
 - (12) 註(9)。『西洋史研究』新輯14 (1985) に山本文彦氏による紹介がある。
 - (13) Mitteis, Heinrich: *Der Staat des hohen Mittelalters*, 3. Aufl., Weimar 1948.
 - (14) Vgl. Diestelkamp, Bernhard: Lehnrecht und spätmittelalterlicher Territorialstaat, in: *Vorträge und Forschungen* Bd.13, Sigmaringen 1970, 65—96.; Krieger, Karl-Friedrich: *Die Lehnshoheit der deutschen Könige im Spätmittelalter*, Aalen 1979.
 - (15) Vgl. Losher, Gerhard: *Königtum und Kirche zur Zeit Karls IV.*, München 1985. また、中世末になると、キリスト教世界の守護者としての皇帝の地位が重要となる(公会議, フス戦争, 対トルコ戦争)。
 - (16) アドルフ・フォン・ナッサウ (在位1292—1298), ウェンツェル (在位1376—1400) など。
 - (17) H. Angermeier: Landfriedenspolitik und Landfriedensgesetzgebung unter den Staufer in: *Vorträge und Forschungen* Bd.16, Sigmaringen 1974 は、1235年のラントフリーデを頂点とする後期シュタウファーのラントフリーデ立法は、当時の国王の現実の平和政策に利用されなかったことを実証している。
 - (18) Schubert, Ernst: *König und Reich*, Göttingen 1979 が、国王の auctoritas に対して (これは時代とともに低下), その本質的内容をなす maiestas が近代初期へと持ち込まれたといういいかたをしているのに注目し

たい (S.19)。

- (19) アンガーマイアーに、国王はなぜ<平和高権>をもつのかと問えば、国王だからだとしか答えられないだろう。つまり、彼の前提はトートロジーなのである。彼は<平和高権・平和権力>について語るさい、いっさい文献をあげていない。
- (20) 筆者の検討した書評は以下の通り。C.C.Bayley, in: *American Historical Review* 72(1966/67)553—554; O.P.Clavadetscher, in: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte* 17(1967)122—124; H.Cohn, in: *The English Historical Review* 83(1968)341—348; A.Gerlich, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 30(1967)983—989; D.Kurze, in: *Jahrbuch für Geschichte Mittel-und Ostdeutschlands* 16/17(1968)343—345; G.Landwehr, in: *Der Staat* 7(1968)84—97; A.Laufs, in: *Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte* 26(1967)464—466; H.Lentze, in: *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung* 75(1967)168—170; H.Lieberich, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 84(1967)378—383; H.S. Offler, in: *Erasmus* 20(1968)43—45; H.Pohl, in: *Hansische Geschichtsblätter* 85(1967)142—144; H.Quirin, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte* 102(1966)308—309; F.Schwind, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 20(1979)366—372; J.Sydow, in: *Historisches Jahrbuch* 87(1967)441—442。なお、P.Johanek, in: *Mainfränkisches Jahrbuch*; F.Merzbacher, in: *Archivalische Zeitschrift*; G.Engelbert, in: *Lippische Mitteilungen* は未見だが、筆者の調べた分量からしてとりあえず無視した。
- (21) この点で象徴的なのは、アンガーマイアーのライン同盟の評価である。ライン同盟は国王権力不在の時期に、都市同盟から発展した、平和維持のための一種の執行団体である。この同盟は、国王ウィルヘルムの承認を得たものの、彼の死後、1257年の二重選挙に失望し、統一を失ったというのが定説である。これに対しアンガーマイアーは、当時の法と国制に基礎を持たない(既存の裁判権力を排除して、同盟内部に仲裁裁判所を設ける、構成員の平等、全面的平和の要求)ナマの執行権力は、始めから崩壊の運命にあるとする。彼によれば同盟崩壊は、ウィルヘルムが、ライン同盟を承認したさい、同盟の平和権力を従来のラントフリーデ路線に軌道修正した時に決定的となった。ここで、アンガーマイアーは、ラントフリーデとライン同盟の平和を対比して、既存の権利・特権の留保—構成員の平等、相対的平和—絶対的平和、司法を基礎にした平和の保証—破壊力のある執行組織による平和の保証という図式を示している(37—47)。なお、1235年のラントフリーデとライン同盟は無関係とするアンガーマイアーに対して、Buschmann, Arno: *Der Rheinische Bund von 1254—1257. Landfriede, Städte, Fürsten und Reichsverfassung im 13. Jahrhundert*, in: *Vorträge und Forschungen* Bd.33, Sigmaringen 1987 167—212 が反論している。

- (22) 註(20)参照。
- (23) W・エーベル：『ドイツ立法史』（西川洋一訳）東京大学出版会 1985、参照。
- (24) 註(20)参照。彼は、アンガーマイアーが、アイヌクを法的に基礎づけるために、王権による平和高権の領域権力への授与、ないし明示的／暗黙の承認（見過ごし）による国王の平和権力の委任を引き合いに出していることには論拠がないという（94—95）。彼によれば、ラントフリーデの時代には、平和は既成の秩序としては消失している。つまり、〈古き良き法〉による秩序とそのコーディネーターとしての国王—その限りで平和の保証者という構図は描けない。だから、この時期の平和は、伝統的な法とは異なる新しい平和秩序を締約によって定めることによって実現されたのである（96）。
- (25) 既に述べたように、実は、アンガーマイアーの関心は、ラントフリーデそのものよりも、王権にあるのである。

* 本稿は、筆者の博士課程単位修得論文「ドイツ後期中世におけるラントフリーデ—H・アンガーマイアー『ドイツ後期中世における王権とラントフリーデ』に即して—」（一橋大学社会学研究科 1987年）および、日本西洋史学会第38回大会（1988年5月15日千葉大学）における筆者の報告「ドイツ後期中世におけるラントフリーデ」をもとにまとめたものである。なお、本稿でとりあげたアンガーマイアーの書物は Scientia 社より新版の出版が予告されているが、まだ刊行されていないようである。いずれにせよ、本稿で述べた論理構成が放棄されることはないと思われる。

（筆者の住所 〒189 東村山市萩山町1-33-47）